

ビズ総研会計人クラブセミナー講義録

ヤフー・IDCF事件、IBM事件の 考察と実務に与える影響

日本税制研究所
代表理事・税理士 朝長 英樹

テーマ： 高度税務

ヤフー・IDCF事件、IBM事件の考察と 実務に与える影響

日本税制研究所 代表理事
税理士 朝長 英樹

目 次

はじめに	1
第1章 ヤフー・IDCF事件の概要と関係法令の確認	
1. ヤフー事件の概要	2
2. IDCF事件の概要	3
3. みなし共同事業要件	4
4. 100%グループ内の適格分割の要件	7
5. 組織再編成に係る行為又は計算の否認の規定(法法132の2)	8
第2章 ヤフー・IDCF事件の地裁判決のポイント	
1. スキームに着目	9
2. 法令の規定の趣旨・目的を判断基準	9
3. 組織再編成の実務への影響	10
4. 租税回避の税理論への影響	11
第3章 IBM事件の概要と関係法令の確認	
1. IBM事件の概要	12
2. 自己株式取得の取扱いと平成13年度改正	13
3. 同族会社等の行為又は計算の否認の規定(法法132)	14
第4章 IBM事件の地裁判決の検証	
1. 同族会社等の行為又は計算の否認の規定(法法132)の解釈の検証	15
2. 自己株式取得に係る規定(法法24・23・61の2)の解釈の検証	16
3. 地裁判決の問題点	17
4. 判決の実務・税理論への影響	18

はじめに

○ 近年の税務紛争の特徴

近年は、平成12年度税制改正以後の改正項目の紛争が増加しており、当分の間、その傾向が続くものと思われる。

○ ヤフー事件(控訴審判決済)・IDCF事件(控訴中)

平成13年度税制改正で創設された法人税法132条の2(組織再編成に係る行為又は計算の否認)の適用が初めて司法の場で争われる事件であり、法令解釈の在り方と組織再編成の実務に非常に大きな影響を与えるものである。

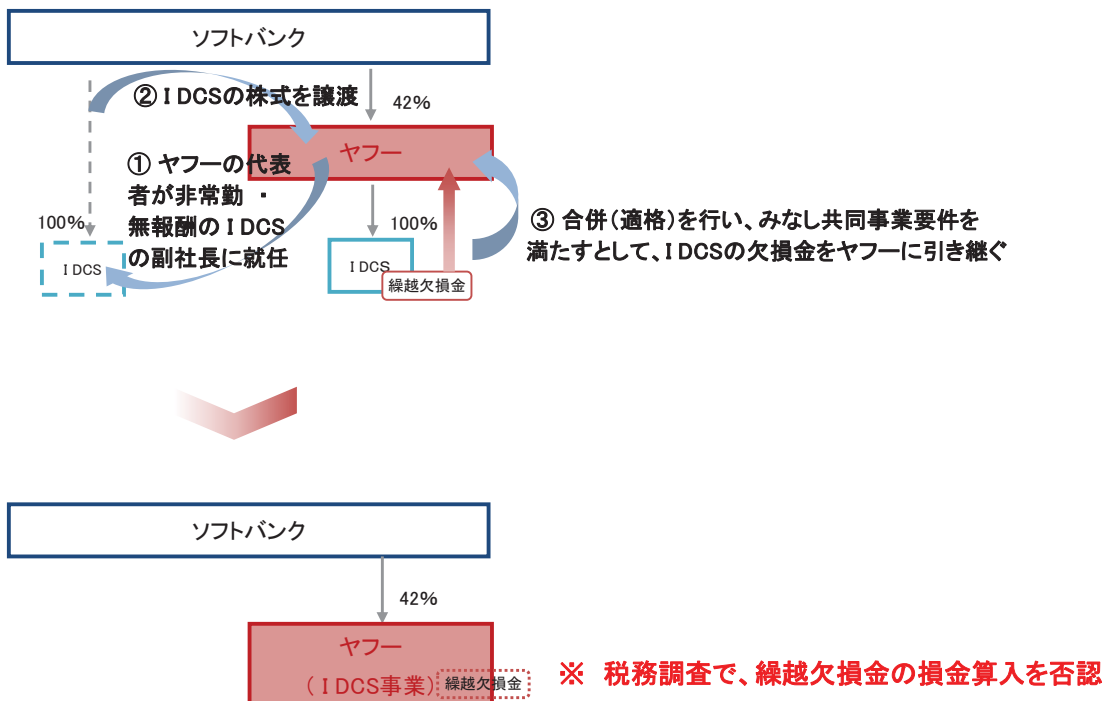
○ IBM事件(控訴中)

法人税法132条(同族会社等の行為又は計算の否認)の解釈において、時代の変化をどのように考慮すべきかということを問うとともに、税務調査への対応の在り方について一石を投じるものとなっており、実務家にとっては、注目のべき重要な事件である。

1

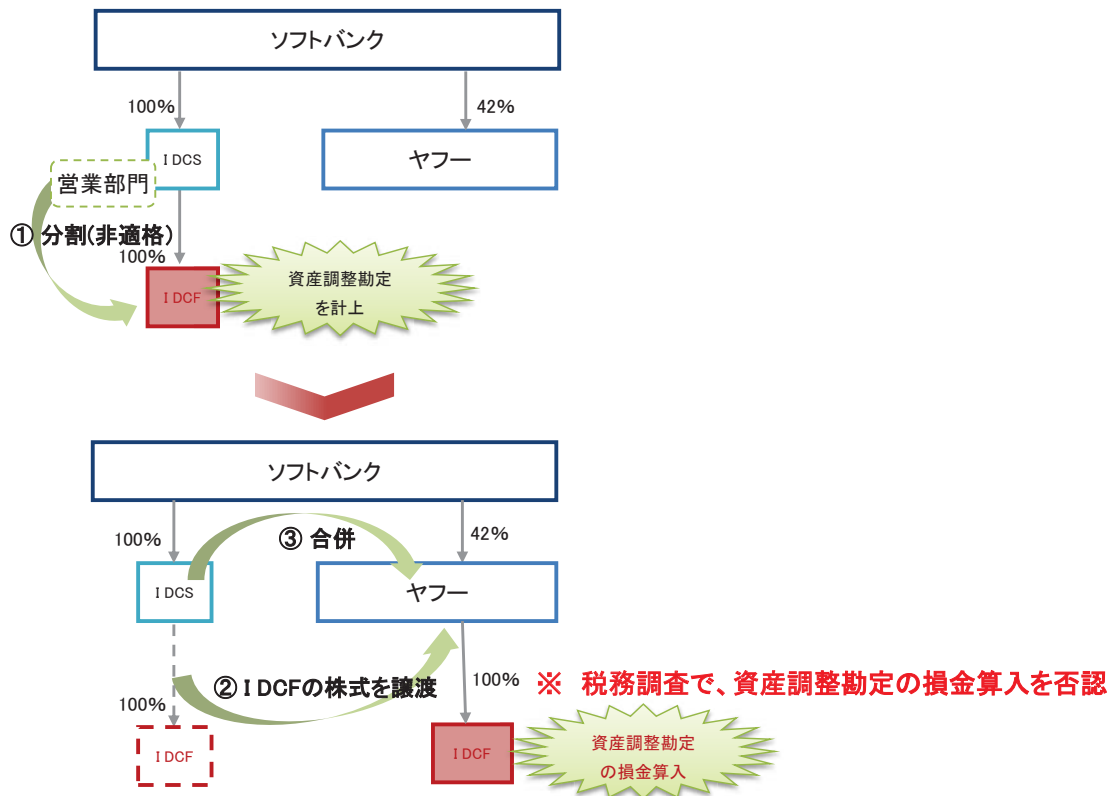
第1章 ヤフー・IDCF事件の概要と関係法令の確認

1. ヤフー事件の概要(被合併法人の繰越欠損金の合併法人への引継ぎ否認)



2

2. I DCF事件の概要(非適格分割によって計上した資産調整勘定の否認)



3

3. みなし共同事業要件

○ みなし共同事業要件

事業関連性要件 ・ 事業規模要件 ・ 事業規模継続要件 ・ 特定役員引継要件

○ 法人税法57条3項・法人税法施行令112条7項(現法令112③)[みなし共同事業要件]の趣旨・目的

「(イ) 未処理欠損金額の引継ぎ等に係る制限措置を講ずる趣旨

今回、適格合併等の場合には、被合併法人等の欠損金(未処理欠損金額)を引き継ぐこととすることに伴い、欠損金(あるいは含み損)が租税回避に利用されることのないようにその防止規定が設けられました。

その防止規定の大意は、一定期間内に資本関係を有することとなった法人間で組織再編成が行われた場合に、その欠損金等について制限を行うものです。これは、企業グループ内の組織再編成については、共同で事業を営むための組織再編成に比べて適格組織再編成に該当するための要件が緩和されていることから、例えば、欠損金等を有するグループ外の法人を一旦グループ内の法人に取り込んだ上で、グループ内の他の法人と組織再編成を行うこととすれば、容易に欠損金等を利用することも可能となってしまうこと等が勘案されたものです。

なお、その資本関係を有する法人間での組織再編成であっても、その組織再編成が資本関係を有することとなった時から共同で事業を営むための組織再編成に該当するような場合には、その欠損金等に対する制限を行わないこととされています。」(『平成13年 改正税法のすべて』(大蔵財務協会)199頁)

- ・ 共同事業要件とは異なり、みなし共同事業要件においては、特定資本関係の発生以後も被合併法人等の事業を組織再編成の時まで従前どおりに続けて引き継ぐことを求めることとしており、その間に被合併法人等の事業の状態を大きく変更するという場合には、特定資本関係発生前の被合併法人等の欠損金を組織再編成後の合併法人等に引き継いで控除することを認めないという考え方が採られている。

「(質問3)

○ 役員の引継ぎ要件

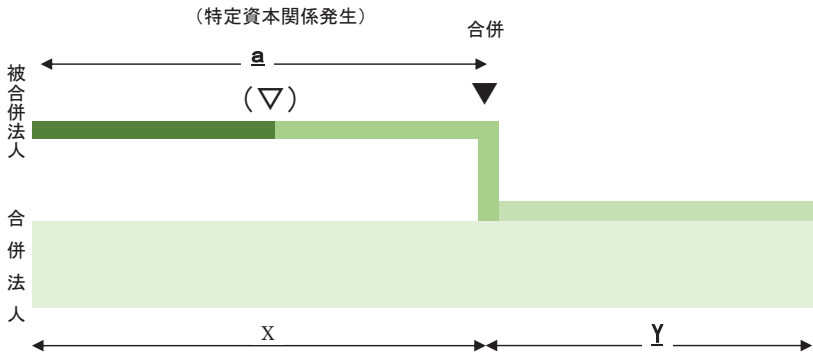
共同事業を行うための分割の要件の一つに、役員の引継ぎの要件がありますが、具体的な任期の目安はあるのでしょうか。

(回答) 法令上、具体的な任期や期間が示される予定はありません。課税の特例の適用を受けるために、短期間だけ役員にするとといったような不自然、不合理なものは別にして、通常の法人と役員との関係を念頭に置き、判断されるべきものと考えられます。」(拙著『企業組織再編成に係る税制についての講演録集』(日本租税研究協会)90頁 平成13年8月10日)

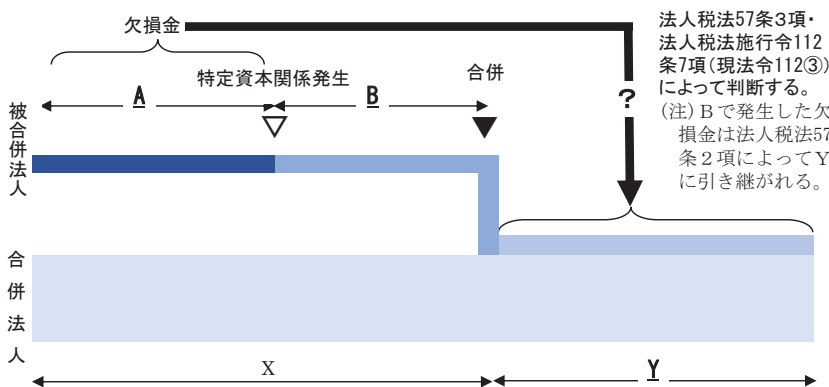
法人税法施行令112条7項(現法令112③)[みなし共同事業要件]

- 7 法第57条第3項に規定する政令で定めるものは、適格合併等のうち、第1号から第4号までに掲げる要件又は第1号及び第5号に掲げる要件に該当するものとする。
- 一 適格合併等に係る被合併法人等の被合併等事業(当該被合併法人等の当該適格合併等の前に営む主要な事業のうちのいずれかの事業をいう。以下第3号までにおいて同じ。)と当該適格合併等に係る合併法人等(当該合併法人等が当該適格合併等により設立された法人である場合にあっては、当該適格合併等に係る他の被合併法人等。以下この項において同じ。)の合併等事業(当該合併法人等の当該適格合併等の前に営む事業(当該合併法人等が当該適格合併等により設立された法人である場合にあっては、当該適格合併等に係る他の被合併法人等の被合併等事業)のうちのいずれかの事業をいう。次号において同じ。)とが相互に関連するものであること。
 - 二 被合併等事業と合併等事業(当該被合併等事業と関連する事業に限る。以下この号及び第4号において同じ。)(のそれぞれの売上金額、当該被合併等事業と当該合併等事業のそれぞれの従業者の数、適格合併等に係る被合併法人等と合併法人等のそれぞれの資本金の額若しくは出資金の額又はこれらに準ずるものの規模の割合がおおむね5倍を超えないこと。
 - 三 被合併等事業が当該適格合併等に係る被合併法人等と合併法人等との間に最後に支配関係があることとなつた時(当該被合併法人等がその時から当該適格合併等の直前の時までの間に当該被合併法人等を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人となる適格合併、適格分割又は適格現物出資(以下この号及び次号において「直前適格合併等」という。)を行い、かつ、当該直前適格合併等により被合併等事業の全部又は一部の移転を受けている場合には、当該直前適格合併等の時。以下この号において「被合併法人等特定資本関係発生時」という。)から当該適格合併等の直前の時まで継続して営まれており、かつ、当該被合併法人等特定資本関係発生時と当該適格合併等の直前の時における当該被合併等事業の規模(前号に規定する規模の割合の計算の基礎とした指標に係るものに限る。)(の割合がおおむね2倍を超えないこと。
 - 四 合併等事業が当該適格合併等に係る合併法人等と被合併法人等との間に特定資本関係が生じた時(当該合併法人等がその時から当該適格合併等の直前の時までの間に直前適格合併等を行い、かつ、当該直前適格合併等により合併等事業の全部又は一部の移転を受けている場合には、当該直前適格合併等の時。以下この号において「合併法人等特定資本関係発生時」という。)から当該適格合併等の直前の時まで継続して営まれており、かつ、当該合併法人等特定資本関係発生時と当該適格合併等の直前の時における当該合併等事業の規模(前号に規定する規模の割合の計算の基礎とした指標に係るものに限る。)(の割合がおおむね2倍を超えないこと。
 - 五 適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の前における特定役員(社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役若しくは常務取締役又はこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者をいう。以下この号において同じ。)である者のいずれかの者(当該被合併法人等が当該適格合併等に係る合併法人等と特定資本関係が生じた日前(当該特定資本関係が当該被合併法人等となる法人又は当該合併法人等となる法人の設立により生じたものである場合には、同日。以下この号において同じ。)(において当該被合併法人等の役員又は当該これらに準ずる者(同日において当該被合併法人等の経営に従事していた者に限る。))であつた者に限る。))と当該合併法人等の当該適格合併等の前における特定役員である者のいずれかの者(当該特定資本関係が生じた日前において当該合併法人等の役員又は当該これらに準ずる者(同日において当該合併法人等の経営に従事していた者に限る。))であつた者に限る。))とが当該適格合併等の後に当該合併法人等(当該適格合併等が法人を設立するものである場合には、当該適格合併等により設立された法人)の特定役員となることが見込まれていること。

【合併の場合の「共同事業要件」における検討期間の概要図】



【合併の場合の「みなし共同事業要件」における検討期間の概要図】



4. 100%グループ内の適格分割の要件

○ 100%グループ内の適格分割の要件

分割対価要件 ・ 完全支配関係継続要件

○ 法人税法2条12号の11イ(完全支配関係内における分割の定義)

十二の十一 適格分割 次のいずれかに該当する分割で分割対価資産として分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式(分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式をいう。)(のいずれか一方の株式以外の資産が交付されないもの(当該株式が交付される分割型分割にあつては、当該株式が分割法人の株主等の有する当該分割法人の株式の数(出資にあつては、金額)の割合に応じて交付されるものに限る。))をいう。

イ その分割に係る分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人による完全支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該分割

○ 法人税法施行令4条の3第5項(適格分割の場合の完全支配関係)

5 法第2条第12号の11に規定する全部を保有する関係として政令で定める関係は、分割の直前に当該分割に係る分割承継法人と当該分割承継法人以外の法人との間に当該法人による直接完全支配関係(二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を保有する関係をいう。以下この項において同じ。))があり、かつ、当該分割後に当該分割承継法人と当該法人(以下この項において「親法人」という。))との間に当該親法人による直接完全支配関係が継続すること(当該分割後に親法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には当該分割後に当該分割承継法人と当該親法人との間に当該親法人による直接完全支配関係があり、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人と当該分割承継法人との間に当該合併法人による直接完全支配関係が継続することとし、当該分割後に分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には当該分割の時から当該適格合併の直前の時まで当該分割承継法人と親法人との間に当該親法人による直接完全支配関係が継続することとする。))が見込まれている場合における当該分割に係る分割承継法人と親法人との間の関係とする。

5. 組織再編成に係る行為又は計算の否認の規定(法132の2)

(組織再編成に係る行為又は計算の否認)

第132条の2 税務署長は、合併、分割、現物出資若しくは現物分配(第2条第12号の6(定義)に規定する現物分配をいう。)(又は株式交換若しくは株式移転(以下この条において「合併等」という。))に係る次に掲げる法人の法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には、合併等により移転する資産及び負債の譲渡に係る利益の額の減少又は損失の額の増加、法人税の額から控除する金額の増加、第1号又は第2号に掲げる法人の株式(出資を含む。第2号において同じ。))の譲渡に係る利益の額の減少又は損失の額の増加、みなし配当金額(第24条第1項(配当等の額とみなす金額)の規定により第23条第1項第1号(受取配当等の益金不算入)に掲げる金額とみなされる金額をいう。))の減少その他の事由により法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。

- 一 合併等をした法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた法人
- 二 合併等により交付された株式を発行した法人(前号に掲げる法人を除く。)
- 三 前2号に掲げる法人の株主等である法人(前2号に掲げる法人を除く。)

第2章 ヤフー・IDCF事件の判決のポイント

1. スキームに着目

- ヤフー事件は、合併における被合併法人の繰越欠損金の合併法人への引継ぎの可否に関する問題であり、一方、IDCF事件は、分割における分割承継法人の資産調整勘定の計上の要否に関する問題であって、問題自体は、全く別であるが、裁判所は、一連のスキームと捉えて判断している。
税務調査においても、二つの問題は一連の租税回避スキームと捉えて調査を行っている。

2. 法令の規定の趣旨・目的を判断基準

- ヤフー事件とIDCF事件のいずれの判決も、法人税法132条の2、法人税法57条3項・法人税法施行令112条7項(現法令112③)の規定の趣旨・目的を基準として、租税回避であるのか否かを判断している。

9

3. 組織再編成の実務への影響

(1) 経済合理性(事業上の理由・事業目的)基準の相対化・濫用潜脱基準の重視

- 実際の組織再編成においては、特定資本関係が発生した後に、その特定資本関係の下に入った被合併法人等の事業に関して抜本的な見直しが行われるといったことも、決して珍しいことではなく、企業経営の観点からすれば、むしろ被合併法人等の事業を抜本的に変えることに合理性があるということも、十分、あり得ることである。

しかし、税制は、もとより、そのような企業経営に容喙するものではない。

税制においては、適正公平な課税を行うためにどのような取扱いとしなければならないのかという税に固有の観点から、特定資本関係の発生前の欠損金に関して組織再編成以後に引き継ぐことを認めるためには、特定資本関係が発生してから組織再編成が行われるまでの間に特定資本関係の発生前の事業の状態が大きく変更されずに引き継がれることを求める必要がある、としているわけである。

- 法人税法第132条の2の規定の解釈に関しては、法令解釈の常識に従って、まず、その創設の背景、趣旨・目的、適用例などを確認するといった作業からはじめることが肝要となる。このような作業を抜きにして語られる法人税法第132条の2の規定の解釈論が的を射たものとならないことは、自明である。

ところで、組織再編成税制の創設に至る過程において、次のような指摘がなされている。

「分割税制は、分割と同じ効果を生じさせることができる現物出資、合併、みなし配当に係る税制と併せて検討する必要があると考えられます。同じ効果を生じさせる取引に対して、異なる課税を行うとすれば、税制が私法上の取引をゆがめる原因となり、また、租税回避の温床を創ることにまなびます。」(拙著『企業組織再編成に係る税制についての講演録集』14頁所収の「法人税制の検討課題—分割・合併等—」(平成12年7月3日開催)の講演録)

「会社分割には、現物出資、合併等と共通する部分があり、例えば分割型の吸収分割と合併では法的な仕組みが異なるものの実質的に同一の効果を生じさせることができる。同じ効果を生じさせる取引に対して異なる課税を行うとすれば、租税回避の温床を作りかねないなどの問題がある。」(平成12年10月3日、政府税制調査会法人課税小委員会から政府税制調査会に報告された「会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」2頁)

これらは、組織再編成自体にはそれを行う経済的合理性や事業目的などがあって問題はないとしても、組織再編成税制の仕組みを利用して法人税の負担を減少させる租税回避がある、という認識に基づくものであり、法人税法第132条の2の規定が主に個別制度を濫用したり潜脱したりして法人税の負担を減少させるものを「租税回避」と捉えて設けられたものである、ということを確認することができるものとなっている。

- 本件に関しては、合併を行うこと自体に事業目的があることを否定することはできないと考えられるが、事業目的が存在して要件さえ形式的に満たしていれば全てが容認されるというわけではなく、法令の趣旨・目的に反するものでないか、という点に十分に留意する必要がある。

(2) 組織再編成の税務調査の強化

- ヤフー・IDCF事件判決が確定すると、組織再編成に関する税務調査が強化されることは覚悟しなければならない。
- 特に、過去の組織再編成に問題が出る可能性がある。

4. 租税回避の税理論への影響

(1) 経済合理性基準の相対化・濫用潜脱基準の重視

上記3. (1)に同じ。

(2) 借用概念論の見直しの可能性

- 同一の文言(「法人税の負担を不当に減少させる」)の意味の相対性について

内閣法制局第3部長を務められた荒井勇氏の『税法解釈の常識』(税務研究会出版局)においても、次のような指摘がなされている。

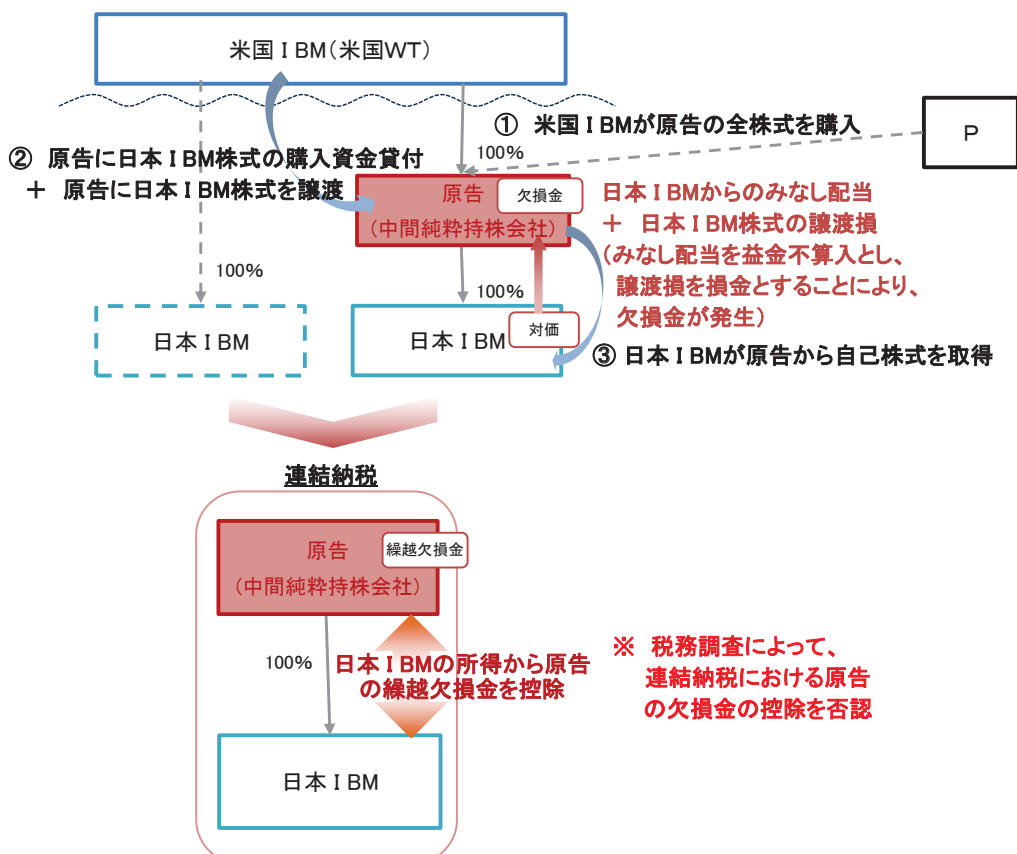
「(1)税法の表現には、経済的実質によって考えているとみられる面がかなりあること、(2)同じ用語でも、法令の趣旨、目的、前後の関係等が異なれば意味も違ってくることもあり、字句解釈はかなり相対的なものであること、(3)また、用語によっては、いろいろの意味に用いられる多義的なものもあるので、単純に一律の解釈をすることはできないこと[下線は引用者]等が指摘されます。

そこで、文字や用語だけでなく、その規定が設けられた背景や趣旨、目的、その法令と他の法令との関係などあらゆる面から観察し、検討した上で、はじめて正しい解釈が得られる[下線は引用者]のであって、文理解釈だけに頼らず、次に述べる論理解釈の方法もあわせて用いていかなければならないということになるのです。」(68頁)

このように、法人税法第132条第1項の規定と第132条の2の規定に共通する「法人税の負担を不当に減少させる」という文言に関しても、それらの規定が設けられた背景、趣旨、目的、法文の構造などをみて解釈をする必要があるということになり、その結果として、その各規定の文言の解釈が同一か否かということに結論が出る、ということになる。

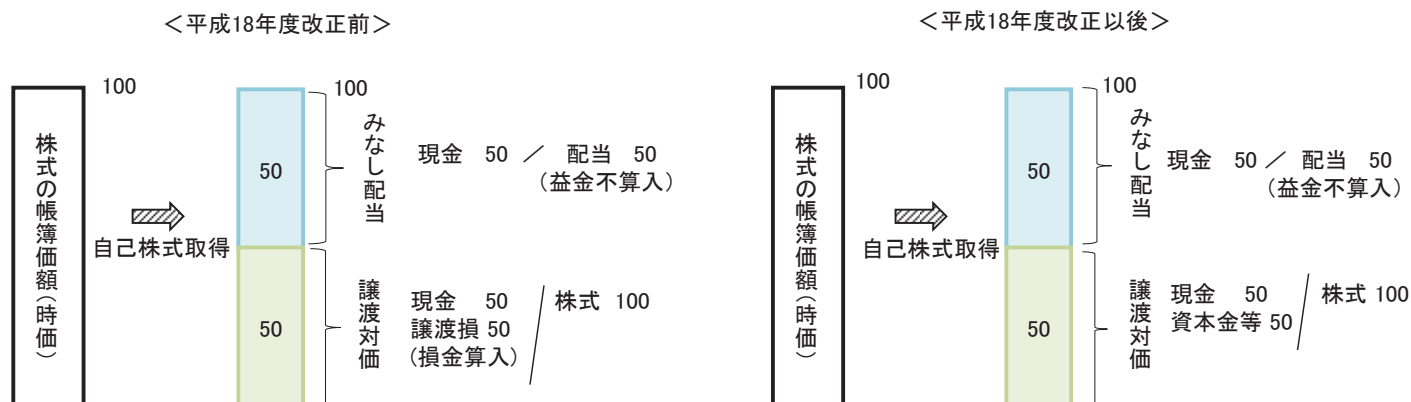
第3章 IBM事件の概要と関係法令の確認

1. IBM事件の概要(みなし配当 + 株式譲渡損の計上によって生じた欠損金の連結納税における控除の否認)



2. 自己株式取得の取扱いと平成13年度改正

○ 自己株式取得の取扱い



○ 平成13年度改正（旧法第24②の廃止理由）

「資産の交付がない場合のみなし配当は、受取配当等の益金不算入の対象となり課税対象とならない一方で、そのみなし配当相当額だけ株式の帳簿価額が増額されることから、その株式の時価法による評価益の過少計上や評価損の計上あるいは譲渡をした場合の譲渡益の過少計上や譲渡損の計上を通じて課税所得を減少させる結果となる。」（平成12年6月2日法人課税小委員会資料）

3. 同族会社等の行為又は計算の否認の規定（法第132）

（同族会社等の行為又は計算の否認）

第132条 税務署長は、次に掲げる法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。

一 内国法人である同族会社

二 イからハまでのいずれにも該当する内国法人

イ 3以上の支店、工場その他の事業所を有すること。

ロ その事業所の2分の1以上に当たる事業所につき、その事業所の所長、主任その他のその事業所に係る事業の主宰者又は当該主宰者の親族その他の当該主宰者と政令で定める特殊の関係のある個人（以下この号において「所長等」という。）が前に当該事業所において個人として事業を営んでいた事実があること。

ハ ロに規定する事実がある事業所の所長等の有するその内国法人の株式又は出資の数又は金額の合計額がその内国法人の発行済株式又は出資（その内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の3分の2以上に相当すること。

2 前項の場合において、内国法人が同項各号に掲げる法人に該当するかどうかの判定は、同項に規定する行為又は計算の事実のあった時の現況によるものとする。

3 第1項の規定は、同項に規定する更正又は決定をする場合において、同項各号に掲げる法人の行為又は計算につき、所得税法第157条第1項（同族会社等の行為又は計算の否認等）若しくは相続税法第64条第1項（同族会社等の行為又は計算の否認等）又は地価税法（平成3年法律第69号）第32条第1項（同族会社等の行為又は計算の否認等）の規定の適用があつたときについて準用する。

第4章 IBM事件の地裁判決の検証

1. 同族会社等の行為又は計算の否認の規定(法法132)の解釈の検証

○ 地裁判決の法人税法132条1項の解釈

法人税法132条1項は、その趣旨・目的に照らすと、「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる」という要件に該当するの否かについては、専ら経済的、実質的見地において当該行為又は計算が純経済人の行為として不合理、不自然なものと認められるか否かを基準として判定する。

※1 「不当」とは

「不当（中略）その処分や手続が法令の規定に違反しているとはいえないけれども、その制度の目的からみて適当でない」ということを意味する。法令で「不当」という用語が用いられている個々の場合に、何がこれに該当するかは、それぞれの場合について、その制度の目的を考え、社会通念に照らして、具体的に判定されなければならない。」（吉国一郎他編『法令用語辞典＜第9次改定版＞』学陽書房 667頁）

※ 昭和25年度の現法人税法132条1項(旧法人税法31条の2)の改正

「法人税を免れる目的があると認められるものがある場合」

↓

「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合」

※ 昭和25年改正当時の法人税取扱通達355(同族会社の行為計算の否認の類型)

過大出資・高価買入・低価譲渡・寄附金・無収益資産・過大給与・用益贈与・過大料率賃貸借・不良債権の肩代り・債務の無償引受

2. 自己株式取得に係る規定(法法24・23・61の2)の解釈の検証

○ 地裁判決では、法人税法24条・23条・61条の2の解釈に関しては触れておらず、次のような判示があるのみとなっている。

「被告は、(中略)本件の日本IBMの自己の株式の取得における原告の関与及びこれに係る法人税の申告は、我が国の法人税法が定める自己の株式の取得に関する課税の計算の制度(同法24条1項5号、23条1項及び61条の2第1項)を濫用して租税回避を意図したものというべきである旨主張するが、米国IBMないし原告が上記に指摘するような法的な枠組みを構築して自己の株式を取得すること等を禁止する法令上の明文の規定が見当たらないことに加え、これまで述べてきたところに照らすと、被告が主張するような事実が認められるとはいえないのであり、他に、被告が主張するような事実を認めるに足りる証拠ないし事情等も格別見当たらない。」

※ 法人税法24条・23条

これらの規定は、二重課税を排除することを目的として設けられているものであり、課税されない所得を創ることを目的として設けられたものではない。

※ 法人税法61条の2

この規定は、正しく譲渡利益額又は譲渡損失額を益金の額又は損金の額に算入することを目的として設けられているものであり、本件においては、日本IBMの株式の譲渡損益の計算の部分だけを見る限り、問題はない。

3. 地裁判決の問題点

- 法人税法132条は、昭和25年度税制改正により、「目的」ではなく、「結果」で適用対象を判断するものとされていることが理解されていない。

＜地裁における争点1＞

「本件各譲渡による有価証券の譲渡に係る譲渡損失額が本件各譲渡事業年度において原告の所得の金額の計算上損金の額に算入されて欠損金額が生じたことによる法人税の負担の減少が、法人税法132条1項に言う「不当」なものと評価することができるか否か」

- ① 原告をあえて日本IBMの中間持株会社としたことに正当な理由ないし事業目的があったとはいいい難いか否か
⇒ 「原告を日本におけるIBMグループを成す会社に係る中間持株会社として置いたことに正当な理由ないし事業目的がなかったとはいいい難いというべきであり、他に原告が中間持株会社として置かれることの正当な理由又は事業目的があったとはいいい 難いことを裏付ける証拠ないし事情等は見当たらない。」
- ② 本件一連の行為を構成する本件融資は、独立した当事者間の通常取引とは異なるものであるか否か
⇒ 「被告は、本件融資が原告にとって極めて有利な内容である上、当初から約定どおりに返済されることも予定されていなかったとうかがわれる旨を指摘するが、これらの事情はいずれも上記の認定判断を直ちに左右するものとまではいい難く、他に、本件融資が独立した当事者間の通常取引として到底あり得ないというべきことをうかがわせる証拠ないし事情等も格別見当たらない。」
- ③ 本件各譲渡を含む本件一連の行為に租税回避の意図が認められるか否か
⇒ 「本件各譲渡を含む本件一連の行為に租税回避の意図が認められる旨の評価根拠事実として被告が挙げるいずれの事実についても、これを裏付けるものと認めるに足りる証拠ないし事情があるものとは認め難いというべきである。」

- 法人税法132条1項の「不当」の意味が正しく理解されていない。

- 時代の変化に対応するという観点が不足している。

17

4. 判決の実務・税理論への影響

○ 納税者側が勝った場合の実務・税理論への影響

- ・ 金融機能等を持たせた軽量の中間持株会社を設けるケースが増加
- ・ 国外で再編等のスキームを作るケースが増加
- ・ 税務調査に弁護士を立ち会わせるケースが増加

○ 国側が勝った場合の実務・税理論への影響

＜国側の主張がそのまま受け容れられた場合＞

- ・ 経済的合理性があるということ、独立当事者間取引であるということを証明する資料をそろえる。

＜裁判所が独自の判断を行った場合＞

- ・ 判示内容にもよるが、法人税法132条等の租税回避防止規定の適用前の制度の濫用ということに注意が必要となる可能性（＝事業目的や事業上の理由の有無によって判断するだけでなく、制度の濫用・潜脱であるのか否かということによって判断することが必要となる可能性）がある。
- ・ 「制度の濫用」を租税回避に含めることが必要となり、租税回避に関する税理論に大きな変更を迫ることとなる。

18